

2020年10月8日

退職者 各位

株式会社 いっ歩  
代表取締役 三輪 龍  
阿部 弘和

### 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に基づく慰労金の支給について

厚生労働省より発表されました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業にもとづく慰労金の申請について、既に当社を退職した職員の方にご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症に対する令和2年度2次補正予算において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」が創設され、対象期間内に介護サービスの継続に努めていただいた職員の皆様に対して慰労金が支給されることとなりました。本慰労金支給事業においては、「既に退職している職員であっても対象期間内に業務に従事していた場合は支給対象者」であり、「既に退職している職員が慰労金を受領する場合は、原則対象期間内に勤務していた法人が慰労金の代理申請を行うこと」とされております。そのため、既に当社を退職されている方の中で慰労金の給付を希望される方については、当社にて代理申請および支給手続きを行いますので、下記事項を確認の上、担当者までお問い合わせ下さい。

### 記

#### 1. 支給対象者

障害福祉・介護サービス事業所にて対象期間中（下記参照）に通算して10日以上、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていた職員。（ただし、年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない）

#### 2. 対象期間

令和2年1月28日～令和2年6月30日

#### 3. 支給額

利用者に新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者である利用者に対応した障害福祉・介護サービス事業所・施設等以外の障害福祉・介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

1人5万円

#### 4. 支給時期

委任状受理後 11 月中に申請し、入金されるまでに 1 ヶ月程度の期間を要するとのことで早くても 12 月中旬以降の支給となる予定です。その後北海道より当社へ入金されるまで 1 ヶ月程度かかる予定です。受理後速やかに入金いたします。

申請手続きの進捗状況によっては、申請自体が遅れることや北海道からの入金が遅れることも想定されます。そのため、入金までに数ヶ月掛かってしまう場合があることをあらかじめご了承ください。

なお、入金口座は原則在職中給与入金していた口座へ入金予定となっております。

#### 5. 申請期限

対象者であって慰労金を希望される方は **2020 年 10 月 31 日まで**に電話にて問い合わせください。委任状を送付いたします。委任状送付後 2 週間以内にご返送いただき、11 月中に申請を行います。なお、期日を過ぎてご連絡いただいた場合や、2 週間以内に委任状が当社に届かない場合は、代理申請を受付けかねますのであらかじめご了承ください。

#### 6. お問い合わせ先

申請希望者及び本件について不明点やご質問がある場合は以下にご連絡ください。

株式会社いっ歩 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 担当：山本

TEL：0154-65-5668（平日 9:00～17:00）

#### 7. その他注意事項

慰労金の支給は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1 人につき 1 回に限るとされております。そのため、既に当社以外の事業所にて申請をされているまたは、これから当社以外の事業所にて申請をする予定がある方については、当社への申請手続きを行わないようご注意ください。

また、今回当社への代理申請を行わない場合、個人にて勤務していた事業所が所在する都道府県に直接申請することが可能です。

制度の詳細については、厚生労働省及び北海道のホームページをご確認ください。

以上